令和4年度黒潮町入野地区宅地造成基本設計等委託業務仕様書(案)

第1章総則

第1条(適用範囲)

本仕様書は、黒潮町(以下、「発注者」という。)が実施する「令和4年度黒潮町入野地 区宅地造成基本設計等委託業務」(以下、「本業務委託」という。)に適用する。

本業務委託は、本仕様書、関係法令及び条例に基づき実施しなければならない。

各共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定されたもの、並びに関係法令については最新のものを使用する。なお、業務委託期間中に改定された場合はこの限りでない。

本仕様書に定めのない事項については協議により決定する。

第2条(目的)

黒潮町では、令和3年度に黒潮町入野地区宅地造成基本設計委託業務(以下、「令和3年度業務」という。)において、国土交通省が実施している高規格道路事業における発生土を活用した高台整備に係る調査、基本計画及び基本設計の一部について実施したところである。

本業務委託は、前年に引き続き、基本設計ならびに設計を進めるうえで必要となる調査業務、関係機関協議及び住民説明等に関する支援を行うことを目的として実施するものであり、実施にあたっては、令和3年度業務の内容を十分理解のうえ行うものとする。

第3条 (関係法令等の遵守)

本業務委託を実施するにあたっては、本仕様書によるほか、下記の関係法令、規則、通達等を遵守しなければならない。

- (1) 宅地造成等規制法、同法施行令及び同法施行細則
- (2) 宅地防災マニュアル
- (3) 高知県測量作業共通仕様書(案)
- (4) 高知県土木設計業務等共通仕様書(案)
- (5) 高知県開発許可技術基準
- (6) 黒潮町財務規則
- (7) 黒潮町個人情報保護条例及び同施行規則
- (8) その他関係法令・規則・通達等

第4条(業務委託概要)

本業務委託の業務概要及び数量は、以下のとおりである。

- (1) 計画準備
- (2) 宅地造成基本設計業務: A = 14.4ha
- (3) 関係機関協議支援
- (4) 住民説明会支援

第5条(疑義)

本業務委託の実施にあたり、本仕様書に明記なき事項又は、疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方にて協議を行い、発注者の指示を受けるものとする。

第6条(提出書類)

本業務委託の実施に先立ち、受注者は、下記の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者・照査技術者届(経歴書、資格証明書添付、実績を証する書類)
- (4) プライバシーマーク (JIS Q 15001)
- (5) その他発注者が必要と認める書類

第7条(管理技術者等)

本業務委託に従事する管理技術者及び照査技術者は、都市計画及び宅地造成に精通し、十分な技術力と豊富な実務経験を有する者でなければならない。

管理技術者は、技術士(総合技術監理部門または建設部門(都市及び地方計画部門) またはRCCM(都市計画及び地方計画部門)の資格を有する者とし、過去5年間(平成29年度以降)で高知県内での高台造成設計業務の管理技術者としての実績がある者とする。

照査技術者は管理技術者と同等以上の資格を有するものとする。

なお、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

第8条(貸与資料)

発注者は、本業務委託に必要な図書資料及びデータは受注者に貸与するものとする。 受注者は、破損・紛失・盗難等の事故のないよう貸与資料を管理、取り扱うものとし、 本業務委託の完了後は速やかに返却するものとする。また、受注者は、本業務委託に文献その他の資料を引用する場合には、その出典を明記するものとする。

第9条(打合せ協議等)

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり事前に発注者と打合せを行い、円滑に本業務 委託を遂行するものとする。
- (2) 本業務委託は、多岐にわたる打合せ協議が必要となるため、受注者は高知県内に本社又は営業所等を設けなければならない。
- (3) 受注者は、打合せ協議事項その他について後日確認ができるように、協議事項、立会人、内容等の明細を記載した記録簿を備えるものとし、発注者の指示により提出しなければならない。
- (4) 受注者は、必要に応じて業務作業の進捗状況を発注者に報告しなければならない。

第10条 (関係機関との協議)

受注者は、本業務委託を実施するにあたり、令和3年度業務の報告書及び打合せ議事録等を精読し、本業務委託に支障の無いようにする。関係官庁並びに関係団体と協議を要する時、または協議を受けた時は、遅滞無くその内容を発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

第11条 (個人情報及び守秘義務)

本業務委託は、個人情報を取り扱う業務であり、受注者は個人情報の取り扱いを適切に行う体制を整備していることを評価した「プライバシーマーク (JIS Q 15001)」を取得していなければならない。

受注者は、本業務委託で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、 発注者の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。特に 個人情報の漏洩が起きないよう細心の注意を払うものとする。

第12条(現地への立ち入り)

現地踏査時等における立ち入りについては、以下の点に十分留意するものとする。

- (1) 現地作業員は必ず自己の身分証明書を携帯して業務を行うものとする。身分 証明書は、関係者等からの請求があった時は、これを提示した上で業務内容に ついて説明し、理解を得るものとする。
- (2) 業務の実施に伴い、植物の伐採や施設の解体等が発生する場合は、事前に発注者に報告し、発注者の承認を得るものとする。

第13条(事故等の処理)

受注者は、業務遂行中に生じた事故や第三者との紛争等は、受注者の責任において解決するものとし、発生原因や経過等を速やかに発注者に報告しなければならない。

第14条(成果品の検査・納品)

本業務委託の成果品については、管理技術者立会いの上「発注者」の検査を受けるものとし、「発注者」の検査完了後、納品するものとする。

第15条(成果品の帰属)

本業務委託における成果品は、すべて「発注者」に帰属するものとし、「受注者」は「発注者」の許可なく使用してはならない。

第16条 (履行期限及び納入場所)

本業務委託の履行期限及び成果品の納入場所は、下記のとおりとする。

- (1) 履行期限:契約締結の翌日から令和5年3月31日まで
- (2) 納入場所:黒潮町まちづくり課

第2章 業務内容

第17条(業務内容)

(1) 計画準備

- 1) 本業務委託に必要な情報及び過年度業務の精読や資料収集を行う。
- 2) 業務実施計画の立案を行う。

(2) 宅地造成基本設計

令和3年度業務成果を踏まえ、宅地造成基本設計を行う。

1) 設計条件設定

本事業は都市計画法に基づく「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として整備する事業であることを念頭にし、令和3年度業務を踏まえた設計条件を設定する。 設計範囲及び周辺の地形・地質、水利施設、道路・交通、都市施設及び高規格道路事業等の関連事業の資料収集及び現地踏査により設計条件の整理・設定を行う。

2) 施設計画・配置計画

設計条件の設定を踏まえ、当該事業区域内の施設計画・配置計画を行う。

計画を立案するにあたっては、黒潮町地域防災計画、黒潮町公共施設等総合管理 計画や令和3年度業務で実施した住民アンケート調査等で得た住民ニーズを勘案し、 事前復興まちづくり計画を見据えた当該事業区域に必要な各種施設や宅地の規模及 び配置を検討する。

施設計画・配置計画を踏まえて、道路、宅地、公園・緑地、排水施設、調整池等 の造成基本計画(土地利用計画)を作成すること。

3) 造成設計

現況の地形や設計条件を活かした敷地全体の最適な造成計画を検討するため、以下の検討を行う。設計に当たっては残土搬出側の国との調整を図りながら行う。

- ① 高規格道路事業の残土の有効活用を図る造成計画とし、受け入れ土量や土質を 考慮した造成設計とする。
- ② 大規模盛土造成となるため、盛土構造の設計及び安定性の検討を行う。
- ③ 宅地面積の有効利用を考えた法面工や擁壁工の概略設計を行う。

4) 道路設計

当該事業区域の幹線道路及び地区内道路について平面線形、縦断線形、横断構成 等の道路設計を行う。

- ① 幹線道路については、地区に隣接する既存道路との取り付けについて、安全性、 経済性、施工性等を比較検討して位置等を決定し最適な道路設計とする。
- ② 事業の進捗に合わせた段階的な整備計画について検討する。
- ③ 地区内道路は宅地を有効利用できる道路構造とする。

5) 防災設計

工事施工に伴い必要となる防災施設(暗渠排水や沈砂池、暫定調整池等)について立案し、防災計画図を作成する。

6) 排水設計

- ① 本事業計画区域の雨水排水について、令和3年度業務で検討した雨水排水流域を基に流量計算を行い、調整池計画及び下流排水施設の改修の必要性を含めた雨水排水計画を立案し、排水施設の概略設計を行う。
- ② 調整池計画は黒潮町役場造成事業による既設調整池(1~3号調整池)及び既存の農業用ため池(西川池)の活用方法等についてケース毎の排水能力を検討し、最適な調整池計画を立案するとともに構造形式等の設計比較を行う。

7) 公園緑地設計

現地詳細調査を行い、事業全体の設計条件との整合性を図り、技術的、デザイン的、経済的な見地から設計指針を明らかにし、公園・緑地等の骨格となる施設配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等について概略設計を行う。

8) 概算工事費·年次計画

基本設計図に基づき、施設整備等に必要な概算の工事費を工種ごとに算出すると ともに本事業の工程計画の検討を行う。

9) 設計説明書

基本設計の内容及びその検討過程についてとりまとめる。

10) 鳥瞰図

鳥瞰図(A3サイズ:1枚)を作成する。

(3) 関係機関協議支援

- 1) 設計協議
 - ① 設計図面をもとに関係各所と必要となる事前協議を行う。
 - ② 協議にあたっては、事前協議書及び関係書類ならびに下協議に基づく書類を作成する。

2) 都市計画決定(変更)手続き

令和3年度業務では、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」での都市計画 (変更)決定図書の素案を作成している。令和4年度中に都市計画(変更)決定、 その後、事業認可を受ける予定である。本委託業務では、都市計画(変更)決定 に必要な資料作成を行うとともに、一連の協議について支援を行う。

3) 次年度以降の補助事業の活用に向け、各種事業の制度について検討する。

(4) 住民説明会支援

- ① 住民説明会に必要となる説明資料を作成する。
- ② 説明会に同席し、意見交換の議事録を作成する。

7 成果物

提出する成果品は以下の通り。

1	基本設計図及び基本設計説明書	1 部
2	都市計画(変更)決定図書	1 部
3	関係機関協議資料及び議事録	1 部
4	住民説明会議事録	1 部
(5)	打合せ議事録	1 部
6	電子データ(CD-RまたはDVD-R)	1 部